

# 臨時休業について

京都府立福知山高等学校  
京都府立福知山高等学校附属中学校

1 午前6時から始業時（8時30分）までの時間帯において、次に該当する場合、自宅待機とする。

福知山市に次の(1)～(6)のいずれかの警報が発表された場合

- (1) 特別警報、レベル5特別警報
- (2) レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報
- (3) レベル4土砂災害危険警報、レベル3土砂災害警報
- (4) レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報
- (5) 暴風警報
- (6) 暴風雪警報

※ 大雪警報、レベル4高潮危険警報、レベル3高潮警報、波浪警報などは該当しない。

午前10時までに警報が解除された場合は、原則として当日午後の授業を行うので午後1時15分までに登校すること。午前10時以降も継続している場合は、臨時休業とする。

2 上記1によらず、緊急に臨時休業とすることがある。この場合別途指示する。  
(広範囲にわたり公共交通機関が運休する場合など)

3 授業日であっても、次の(1)～(4)により欠席する場合、「忌引き等（非常災害による）」として扱い、欠席としない。登下校の際、安全を第一に考えて行動すること。

- (1) 居住地（福知山市以外に居住する生徒）に上記1(1)～(6)の警報が発表された場合
- (2) 居住地または通学路の地域に避難指示が発令された場合
- (3) 通学路が河川の増水や道路冠水・土砂災害等により安全に登校できない場合
- (4) 公共交通機関の運休等により登校する手段がない場合

## 4 留意事項

- (1) 休日に実施する部活動、模擬試験等の教育活動も同様に判断する。  
ただし、別途指示があれば、その指示に従うこと。
- (2) 警報の発表・解除の時刻は、京都地方気象台発表のものとする。

《令和8年5月29日改定》